



# 島根県報

平成20年 9月16日 (火)  
第 2,018 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

保安林の指定施業要件の変更 (4件)	(森 林 整 備 課)	1
物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱の一部改正	(会 計 課)	2
平成21年及び平成22年に島根県において発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に係る競争入札の参加資格等	( " )	5

## 告 示

### 島根県告示第755号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2 第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示 (重要流域 (平成12年 2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。) に係るものを除く。) で定めるところによる。

昭和63年 4月12日農林水産省告示第446号、昭和63年 8月 2日農林水産省告示第1110号 (2及び4に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第756号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2 第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
浜田市弥栄町三里口421 - 4、口421 - 7、口421 - 8

2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第757号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年9月16日

島根県知事 溝口善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町黒沢2081-4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第758号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年9月16日

島根県知事 溝口善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成6年1月31日農林水産省告示第216号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第759号

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)の一部を次のように改正する。

平成20年 9 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

様式第 1 号の注 3 を次のように改める。

- 3 「申請する営業種目」の大分類及び中分類は、当該項目の にレ印を付し、「主な取扱品目」欄は、別記営業種目一覧表により記入すること。

様式第 1 号の別紙を次のように改める。

別紙

申請する営業種目

<p>【大分類】</p> <p>1. 文具・事務用機器類</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 紙類</p> <p>(2) 文具</p> <p>(3) 事務機器</p> <p>(4) 情報処理機器</p> <p>(5) 印章</p>	<p>【大分類】</p> <p>6. 図書・教材類</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 書籍</p> <p>(2) 教材用具</p> <p>(3) 運動用具</p> <p>(4) 楽器</p> <p>(5) 標本・美術品</p>	<p>【大分類】</p> <p>11. 警察・消防用品</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 警察用品</p> <p>(2) 消防保安用品</p>	<p>【大分類】</p> <p>12. 雑類</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 百貨</p> <p>(2) 時計、貴金属</p> <p>(3) 金物、荒物雑貨</p> <p>(4) ゴム・樹脂製品</p> <p>(5) 皮革</p> <p>(6) 食品</p> <p>(7) 動物</p> <p>(8) 看板</p> <p>(9) 塗料、染料</p> <p>(10) 種苗</p> <p>(11) 花木</p> <p>(12) 諸雑</p>	<p>【大分類】</p> <p>13. 売払品</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 生産品</p> <p>(2) 不用品</p>	<p>【大分類】</p> <p>14. 借入品</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 事務機器</p> <p>(2) 情報処理機器</p> <p>(3) 家具</p> <p>(4) 理化学機器</p> <p>(5) 産業機器</p> <p>(6) 電気通信機器</p> <p>(7) 車両船舶</p> <p>(8) 寝具</p> <p>(9) その他</p>
<p>【主な取扱品目】</p>	<p>【主な取扱品目】</p>	<p>【主な取扱品目】</p>	<p>【主な取扱品目】</p>	<p>【主な取扱品目】</p>	<p>【主な取扱品目】</p>
<p>【大分類】</p> <p>2. 調度品類</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 木製家具</p> <p>(2) 鋼製家具</p> <p>(3) 装飾</p>	<p>【大分類】</p> <p>7. 薬品類</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 医療薬品</p> <p>(2) 動物薬品</p> <p>(3) 農業薬品</p> <p>(4) 工業薬品</p> <p>(5) 衛生材料</p> <p>(6) 診療材料</p>	<p>【大分類】</p> <p>8. 燃料・油脂類</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 石油</p> <p>(2) 石炭、木炭、薪</p> <p>(3) ガス</p> <p>(4) 諸油</p>	<p>【大分類】</p> <p>9. 材料類</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 鋼材</p> <p>(2) セメント</p> <p>(3) 骨材</p> <p>(4) 建材</p> <p>(5) 諸材料</p>	<p>【大分類】</p> <p>10. 繊維類</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 被服</p> <p>(2) 寝具</p> <p>(3) その他の繊維製品</p>	<p>【主な取扱品目】</p>
<p>【大分類】</p> <p>3. 印刷製本</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 活版・平板印刷</p> <p>(2) 軽印刷</p> <p>(3) フォーム印刷</p> <p>(4) 特殊印刷</p> <p>(5) 複写</p> <p>(6) 出版・製本・製作</p>	<p>【大分類】</p> <p>4. 機械器具類</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 医療機器</p> <p>(2) 工作機器</p> <p>(3) 理化学機器</p> <p>(4) 産業機器</p> <p>(5) 電気通信機器</p> <p>(6) 光字計測機器</p> <p>(7) 冷暖房機器</p> <p>(8) 厨房機器</p> <p>(9) 諸機器</p>	<p>【大分類】</p> <p>5. 車両船舶類</p> <p>【中分類】</p> <p>(1) 車両類</p> <p>(2) 船舶</p> <p>(3) 航空機</p>	<p>【主な取扱品目】</p>	<p>【主な取扱品目】</p>	<p>【主な取扱品目】</p>

## 附 則

この告示は、平成20年 9月16日から施行し、平成21年及び平成22年に島根県において発注する物品の売買、借入れ等に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

## 島根県告示第760号

物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号。以下「要綱」という。）に基づき、平成21年及び平成22年に島根県において発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので告示する。

平成20年 9月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 資格審査の対象となる営業種目

大分類		中分類		取扱品目（例示）
番号	種 別	番号	種 目	
1	文具・事務用機器類	(1)	紙類	和・洋紙、板紙、加工紙、感光紙、封筒等
		(2)	文具	文房具
		(3)	事務機器	謄写版、計算機、複写機、シュレッダー等
		(4)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図システム（CAD）、ソフトウェア等
		(5)	印章	木印、ゴム印等
2	調度品類	(1)	木製家具	木製机、木製椅子、水屋等
		(2)	鋼製家具	金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等
		(3)	装飾	室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等
3	印刷製本	(1)	活版・平版印刷	活版、平版、オフセット
		(2)	軽印刷	
		(3)	フォーム印刷	
		(4)	特殊印刷	シール、ラベル、グラビア、スクリーン、診察券カード等
		(5)	複写	青写真、コピー、マイクロ写真、写真現像・焼き付け等
		(6)	出版・製本・製作	出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企画・デザイン
4	機械器具類	(1)	医療機器	医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架等
		(2)	工作機器	施盤、研削機、ミシン等
		(3)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(4)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(5)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器、電気工事材料、電話機、ファクシミリ、乾電池等
		(6)	光学計測機器	顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィルム、レンズ等
		(7)	冷暖房機器	冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等
		(8)	厨房機器	調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、冷温水機、オープン等

		(9)	諸機器	印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンペアー等
5	車両船舶類	(1)	車両類	自動車、各種車両類、タイヤ、工具、部品、修理
		(2)	船舶	鋼船、木造船、ヨット等、工具、部品、修理
		(3)	航空機	飛行機、ヘリコプター、工具、部品、修理
6	図書・教材類	(1)	書籍	図書、法規、雑誌、地図、刊行物等
		(2)	教材用具	各種教材、教材用ビデオソフト、CD、視聴覚機器等
		(3)	運動用具・レジャー用品	運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等
		(4)	楽器	各種楽器
		(5)	標本・美術品	模型、標本、見本、書画、骨とう等
7	薬品類	(1)	医療薬品	各種薬品類、医療ガス類等
		(2)	動物薬品	
		(3)	農業薬品	除草剤、殺虫剤、農薬等
		(4)	工業薬品	凍結防止剤等
		(5)	衛生材料	包帯、ガーゼ、紙おむつ等
		(6)	診療材料	一般及び特定保険診療材料等(カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等)
8	燃料・油脂類	(1)	石油	ガソリン、軽油、灯油、重油等
		(2)	石炭、木炭、薪	石炭、木炭、薪、コークス、練炭等
		(3)	ガス	プロパン、ブタン、アセチレン、水素等
		(4)	諸油	潤滑油等
9	材料類	(1)	鋼材	丸鋼、平鋼、形鋼、線材等
		(2)	セメント・アスファルト	生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト、コールタール等
		(3)	骨材	砂、砂利、碎石等
		(4)	建材	木材、合板等
		(5)	諸材料	ガラス、土石等
10	繊維類	(1)	被服	制服、制帽、作業服、事務服、白衣等
		(2)	寝具	布団、毛布、敷布、まくら等
		(3)	その他の繊維製品	幕類、旗類、テント、染物、緞帳等
11	警察・消防用品	(1)	警察用品	警棒、手錠、鑑識用機械器材等
		(2)	消防保安用品	消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器、化学消火薬剤等
12	雑類	(1)	百貨	百貨、雑品等
		(2)	時計、貴金属	時計、金、銀、宝石、指輪等
		(3)	金物、荒物雑貨	家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロープ、マット、ほうき、竹かご等
		(4)	ゴム・樹脂製品	ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物等
		(5)	皮革	靴、鞆等
		(6)	食品	農産品、果実類、工産品(酒、食用油等)、畜産品、水産品等
		(7)	動物	牛、豚等

		(8)	看板	紙・布看板、金属看板等
		(9)	塗料、染料	
		(10)	種苗	種子、苗木等
		(11)	花木	生花、造花等
		(12)	諸雑	飼料、肥料、記章、カップ、標識、プレート等
13	売払品	(1)	生産品	
		(2)	不用品	金属、紙等
14	借入品	(1)	事務機器	複写機、シュレッダー等
		(2)	情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品等
		(3)	家具	家具類
		(4)	理化学機器	各種実験機器、分析機器等
		(5)	産業機器	建設機械、農林水産機械等
		(6)	電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器等
		(7)	車両船舶	各種車両船舶類
		(8)	寝具	寝具類
		(9)	その他	

## 2 資格審査の申請手続

### (1) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては登記事項証明書

ウ 個人にあっては誓約書

エ 営業経歴書

オ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）に係る未納の徴収金（納期限が到来しない徴収金を除く。）がないことの証明書（以下「島根県税に係る納税証明書」という。）

カ 国税に係る未納の税額がないことの証明書（以下「国税に係る納税証明書」という。）

キ 許可等がなければ営業できない業種の場合は、それを証明する書類の写し

ク 国際標準化機構が定める規格 ISO 14001 認証を取得している場合は、その登録証の写し

ケ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）で規定されている障害者の雇用状況の報告義務がある場合は、申請日の直前に公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写し

コ 申請する営業種目

サ 契約等に使用する印鑑についての届

シ 島根県において発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負に当たって代理人を定める場合は、委任状

ス 確約書

セ 資格審査結果通知書郵送用の返信用封筒

なお、登記事項証明書、島根県税に係る納税証明書及び国税に係る納税証明書は申請日前 3 か月以内に発行されたものとする。

### (2) 書類の作成に用いる言語等

入札参加資格審査申請書及び営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

### (3) 書類の受付期間

ア 定期審査にあっては、平成20年10月1日（水）から10月31日（金）まで（郵送の場合は、10月31日午後 5 時必着のこと。）

イ 随時審査にあつては、平成21年1月13日(火)以降随時

ウ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日並びに12月29日から1月3日までの間を除く。)

(4) 書類の提出先及び提出方法

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県出納局会計課用度グループまで郵送し、又は持参すること。

3 入札に参加できない者

(1) 特別な理由がある場合を除くほか、該当入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行を確保するために必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者

(4) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)を滞納している者

(5) 国税を滞納している者

4 入札参加者の資格審査

要綱に基づき、提出書類について審査を行う。

5 申請書類

(1) 交付開始日

平成20年9月22日(月)

(2) 交付場所

ア 島根県出納局会計課用度グループ

イ 隠岐支庁県民局会計グループ

ウ 東部県民センター会計グループ

エ 東部県民センター雲南事務所会計グループ

オ 東部県民センター出雲事務所会計グループ

カ 西部県民センター会計グループ

キ 西部県民センター県央事務所総務グループ

ク 西部県民センター県央事務所川本駐在グループ

ケ 西部県民センター益田事務所会計グループ

(3) 島根県のホームページに掲載されている様式を使用できる。

(4) (1)から(3)までのほか、あて先を明記し140円切手を貼付した返信用封筒(角2)を同封のうえ、島根県出納局会計課用度グループあて請求することもできる。

6 登録の有効期限

(1) 定期審査に係るものにあつては、平成21年1月1日から平成22年12月31日まで

(2) 随時審査に係るものにあつては、審査により認定した日から平成22年12月31日まで

7 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

8 資格審査についての問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県出納局会計課用度グループ

電話 0852 - 22 - 5342 ・ 5336

F A X 0852 - 22 - 5963

